

グリーンハウスさつきが丘緑化協定書

(目 的)

第1条 この協定は、団地内に植栽されている樹木等を維持・保全するとともに、将来にわたって緑化を推進することにより、迅速が生活する地区の住環境を最善から調いのある快適なものとするを目的とする。

(名 称)

第2条 この協定は、グリーンハウスさつきが丘緑化協定(以下「協定」という。)という。

(協定の締結)

第3条 この協定は、都市緑地保全法(昭和48年法律第72号以下「法律」という。)第20条の規定に基づいて締結するものとする。

(協定区域)

第4条 協定の対象とする区域は、別添協定区域図に表示する、専有土地及びグリーンハウスさつきが丘の住宅管理組合(以下「管理組合」という。)の管理する土地の全域とする。

(協定の効力)

第5条 この協定は、法律による認可を千葉市長から受けた日から起算して1年以内において、協定区域内に2以上の土地所有者等（法律第14条に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）が存することとなつた時から効力が発生することになり、この時以後において新たに協定区域内の土地所有者等となつた者に対しても、その効力が及ぶものである。

（緑化に関する事項）

第6条 第1条の目的を達成するため、土地所有者等は、その所有し、又は地上権若しくは賃借権を有する土地（以下「所有地等」という。）の緑化の推進に努めるものとし、管理組合の管理する土地に係る緑化については、管理組合に委任するものとする。

2 植栽する樹木は、団地内の緑を豊かにするばかりではなく、近隣の環境保全に役立つことが必要であるため、それに適する樹木を次のものを参考に植栽することとする。

(1) 花や葉を楽しめる木

ウメ、サクラ、ツバキ、サザンカ、サルスベリ、モクレン、コブシ、モミジ、サンゴジュ、モクセイ、ツツジ、サツキ、ジンチヨウゲ、アジサイ、クチナ

シ、バラ、ヤマブキ、アベリヤ等。

(4) 実のなる木

カキ、モモ、スモモ、イチジク、ナツメ、ビワ、ブドウ、アンズ、ザクロ、タリ等。

(4) 鳥が集まる木

モツロク、ウメモドキ、ナンタン、ヒサカキ、クロガネモチ、マサキ、ヤブデ、アオキ、タビ等。

(4) 景観を良くする木

マツ、モチノキ、タイサンボク、ケヤキ、イチヨウ、セイ、カシ、ヒバ、クスノキ等。

(植栽樹木の保護及び管理)

第7条 協定者は、緑の環境の恵みを十分享受できるよう植栽した樹木を良好に保護しなければならない。

2 各家庭はその所有地等に植栽した樹木の病虫害防除、施肥、剪定等樹木の保護及び育成に努めなければならない。

3 管理組合の管理する土地の植栽樹木の保護及び管理は、管理組合に委任するものとする。

4 植栽した樹木が、増改築その他工作物の設置等の支障となる場合は原則として、移植するものとし、枯損した場合には補植する。

(協定の有効期間)

第 8 条 協定の有効期間は、効力が生じた日から 10 年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかつた場合は、さらに 10 年間延長するものとする。

(協定の変更及び廃止)

第 9 条 協定事項を変更しようとする場合は、土地所有者等全員の合意により、法律による認可を受けるものとする。

2 協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等過半数の合意により、法律による認可を受けるものとする。

(所有地等の譲渡等)

第 10 条 この協定は新たに土地所有者等となつた者に対しても効力が及ぶことから、土地所有者等は、所有地等を譲り渡した場合、新たに土地所有者等となつた者に対し、この協定内容を明らかにし、この協定書の写しを譲渡しなければならない。

(違反者等に対する措置)

第 11 条 第 6 条に規定する緑化に関する事項を積極的に履行しない者又はこの協定に違反した者に対し、管理組合は協定内容の実現に必要な措置をとるよう要求するものとする。違反者等がこの要求に応じない場合、管理組合は協定

の目的とする範囲内で公平な措置をとるものとする。

(協定書の保管)

第 1 2 条 この協定書は、管理組合が保管し、各協定者はその写しを保有するものとする。

以 上